令和５年度
南島原市国民健康保険税

―みなさんの保険税が国民健康保険を支えています―

国民健康保険は、いずれの健康保険にも加入していないすべての人が加入しなければならない保険です。

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気や怪我をしたとき安心して医療を受けるための貴重な財源です。

また、国民健康保険に加入する40歳～64歳の方は、国民健康保険税（医療分と支援金分）に介護保険分を合わせて納めます。

※　加入者の年齢によって納める保険税の内容が違います。

40歳未満の方

介護保険加入者ではありませんので、医療分と支援金分を納めます。

40歳以上65歳未満の方

↓

介護保険第2号被保険者

↓

医療分、支援金分及び介護分を合わせて納めます。

65歳以上75歳未満の方

↓

介護保険第1号被保険者

↓

医療分と支援金分は保険税として納め、介護保険料は年金から差し引かれるなどして、別に納めます。

◎　年度途中で75歳になる方は、後期高齢者医療保険料と重複にならないように、その前月までで算出し、保険税の年間の納期に振り分けて います。
65歳になる方の介護分も同様にその前月までで算出し、年間の納期に振り分けています。

※　保険税は世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。
世帯主が変更になった場合は、振替口座の変更も必要です。

【ご注意ください！】

一部の世帯は、年金から特別徴収（天引き）されます。

※ 年金から徴収される世帯

国民健康保険に加入している方全員が、65歳以上75歳未満の世帯は、世帯主の年金から特別徴収されます。
ただし、下記のいずれかに該当される場合は、納付書か口座振替にて納めていただきます。

- **世帯主が国民健康保険以外の場合**
- **年金の年額が１８万円未満の場合**
- **保険税と介護保険料の合算額が、年金額の２分の１を超える場合**

★ 来年度も引き続き年金から特別徴収となる場合は、2月分と同額を4・6・8月の年金から差し引きます。

◆年金から特別徴収される世帯でも、申請により口座振替で納めることができる場合があります。（詳しくは、問い合わせ先へ）

税　額　の　決　め　方

国民健康保険税の税額はどうやって計算するの？

南島原市では、次の3つの項目をもとに算定して一世帯ごとの国民健康保険税額を決めています。
世帯内に介護保険2号被保険者がいる場合は、介護分を合わせて計算します。

3つの項目内容	医療分 ・ 支援金分 ・ 介護分に共通	税率 ・ 金額		
		医療分	支援金分	介護分
① 所得割	世帯内の加入者各々お一人ずつについて計算します。前年中の所得から**基礎控除43万円**を除いた額に右の税率をかけます。	9．5%	3．0%	2．6%
② 均等割	世帯内の加入者数に応じて計算します。	27，800円	8，800円	9，900円
	※加入者のうち未就学児1人あたり	13，900円	4，400円	―
③ 平等割	1世帯につきいくらと計算します。	24，600円	8，000円	8，600円

※令和4年度から未就学児の均等割額について、5割が減額されます。申請は不要です。
上記の①～③を合計した金額が、1年間に納めていただく国民健康保険税の金額です。

国民健康保険税の計算

医療分	①所得割	加入者全員の所得	×	9．5%	＝		円
	②均等割	27，800円 13，900円（未就学児）	×	人	＝		円
	③平等割				＝	24，600	円
				国民健康保険税（医療分）・・・			円（A）
支援金分	①所得割	加入者全員の所得	×	3．0%	＝		円
	②均等割	8，800円 4，400円（未就学児）	×	人	＝		円
	③平等割				＝	8，000	円
				国民健康保険税（支援金分）・・・			円（B）
介護分	①所得割	加入者全員の所得	×	2．6%	＝		円
	②均等割	9，900円	×	人	＝		円
	③平等割				＝	8，600	円
				国民健康保険税（介護分）・・・			円（C）

（A）＋（B）＋（C）の合計が1年間の国民健康保険税です。　　円

なお、一世帯の最高限度額は

医療分	年間　65万円
支援金分	年間　22万円
介護分	年間　17万円

合計　104万円　です。

均等割・平等割の軽減制度

基準より所得の少ない世帯には、軽減制度があります。軽減後の税額は下記のとおりです。

【7割軽減世帯】 世帯の合計所得金額が、43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

均等割軽減後税額	医療分	8，340円	支援金分	2，640円	介護分	2，970円
平等割軽減後税額	医療分	7，380円	支援金分	2，400円	介護分	2，580円

【5割軽減世帯】 世帯の合計所得金額が、43万円＋（29万円×国保被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者の合算数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

均等割軽減後税額	医療分	13，900円	支援金分	4，400円	介護分	4，950円
平等割軽減後税額	医療分	12，300円	支援金分	4，000円	介護分	4，300円

【2割軽減世帯】 世帯の合計所得金額が、43万円＋（53．5万円×国保被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者の合算数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

均等割軽減後税額	医療分	22，240円	支援金分	7，040円	介護分	7，920円
平等割軽減後税額	医療分	19，680円	支援金分	6，400円	介護分	6，880円

※ 未就学児がいる世帯については、未就学児にかかる均等割額が軽減後（7・5・2割軽減）の額から5割減額となります。

※ 給与所得者等とは給与所得または年金所得がある者を指します。

※ 土地等を売った譲渡所得がある場合は特別控除前、営業や農業等の事業所得がある場合は、専従者控除前の金額で判定をします。
65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円控除した金額で判定をします。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険を喪失し、後期高齢被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方です。

◎ 均等割・平等割の軽減については、あらかじめ適用した税額を通知していますので申請は不要です。

６５歳未満の非自発的失業者に対する軽減制度

要件を満たす非自発的失業者（※）の

① 保険税は、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の【給与所得】を30%として算定します。

② 高額療養費などの所得区分判定も、前年所得を軽減して算定します。

※対象者（非自発的失業者）

- 雇用保険の特定受給資格者　（例：倒産、解雇など事業主の都合により離職した人）
- 雇用保険の特定理由離職者　（例：雇用期間満了などにより離職した人）

◎ 非自発的失業者に対する軽減を受けるには、申請が必要です。
雇用保険受給資格者証・国民健康保険証をお持ちになり、各支所窓口で申請してください。

年度途中で加入・脱退した場合

他の市町村から転入、転出した時や職場の健康保険に入った・やめた時など、加入・脱退があった場合は必ず14日以内に届け出てください。届出をもとに税額を計算します。

年度途中で加入した場合は、加入した月から年度末までを月割りで課税します。年度途中で脱退した場合は4月から脱退した月の前月分までを課税し、脱退月から年度末分までを減額します。
税額の通知は届出があった月の次の月に送付します（3月、4月届出を除く）。

後期高齢者医療制度に係る国民健康保険税の軽減措置

７５歳以上に達する方が 後期高齢者医療制度に移行した場合は、同じ世帯に属する国保被保険者の保険税が急に増えることなく移行前と同程度となるように、以下の軽減措置がとられます。

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯への軽減

①保険税の軽減判定を行う場合の措置

後期高齢者の移行により国保の被保険者が減少しても、恒久的に、移行前と同様の軽減を受けることができるように、保険税の軽減判定の際に、移行した後期高齢者（特定同一世帯所属者）の所得および人数も含めて軽減所得の判定を行います。

②平等割で賦課される保険税の軽減

国保世帯から後期高齢者医療制度へ移行することにより、国保の被保険者が1人の世帯となる場合は、医療分と支援金分に係る平等割額を最初の5年間は2分の1減額し、その後3年間は4分の1減額します。

会社などの健康保険で被扶養者だった方への減免

社会保険の被扶養者から国保被保険者となった65～74歳の方（旧被扶養者）は、保険税が軽減されます。※所得割は当分の間免除されます。均等割は2年間、5割減額とします。また、旧被扶養者であった方のみの世帯は平等割も2年間、5割減額とします。

国民健康保険税は必ず納期内に納めましょう

みなさんの納める国民健康保険税は、国民健康保険や介護保険を運営していくための大切な財源です。

国民健康保険は相互扶助の制度です。
保険税を滞納すると
みんなが・あなたが困ります！

各期の納期限は次のとおりです。

【普通徴収】	
第１期	令和５年７月31日
第２期	令和５年８月31日
第３期	令和５年10月２日
第４期	令和５年10月31日
第５期	令和５年11月30日
第６期	令和５年12月25日
第７期	令和６年１月31日
第８期	令和６年２月29日

【特別徴収】

通常の納期と異なり年金からの天引きとなります。

4月・6月・8月・10月・12月・2月の年金から差し引かれることとなります。

国民健康保険税を納めないでいると、有効期間が短い保険証や、一旦医療費の全額（10割）を支払っていただく「資格証明書」を交付します。そのほか、保険給付の一部又は全部の差し止めを行います。

やむを得ない事情で納税が困難な場合は、早めに税務課へご相談ください。

便利な口座振替納付・スマホ決済納付のおしらせ

・口座振替納付

納め忘れがなく、外出不要なので便利です。
お手続きは通帳・届出印鑑をお持ちになり、金融機関等窓口へお願いします。

【口座振替取扱金融機関】
十八親和銀行、長崎銀行、島原雲仙農業協同組合、
九州労働金庫、ゆうちょ銀行

・スマホ決済納付

令和5年4月より地方税統一QRコードを利用した納付方法が拡充されました。詳しくは本市ホームページをご覧ください。
引き続きMINAコイン等での納付もご利用できます。

※スマホ決済と窓口での二重納付にご注意ください。

お問い合わせ先　　市民生活部　税務課　市民税班（℡0957-73-6642）